

注意・警戒情報

クレジットカードの高額請求にビックリ！！ スマホやタブレットをお子さんに貸して オンラインゲームで遊ばせていませんか？

小学校低学年の息子がオンラインゲームをしたいというので、自分のスマートフォンを貸していた。事前に使い方について話し合っていたが、息子は表示されたものの意味がわからないままクリックし、有料のアイテムを購入して、クレジットカードの請求金額が高額になってしまった。返金はしてもらえるか？

アドバイス

スマートフォンやタブレットに一度クレジットカード情報を登録すると、その後、簡単にカード決済ができてしまいます。

クレジットカード情報の管理には細心の注意を払い、スマートフォンやタブレットには自動登録をしない、パスワード設定をするなど、決済の設定を確認しましょう。

スマートフォンやタブレットだけでなく、ゲーム機等の端末もインターネットにつながる場合があります。

お子さんがオンラインゲームに参加する前に、無料のゲームであってもアイテムの購入にはお金がかかることなど、ゲームの利用についてよく話し合い、ルールを決めることが大切です。また、利用するゲームの内容や課金の設定など、大人が十分に確認しましょう。

トラブルにあった場合は、最寄りの消費生活相談窓口へ相談しましょう。

消費生活相談は

消費者ホットライン ☎ 0570-064-370

ゼロ・ゴ・ナ・ゼロ 守ろうよ、みんなを！

(身近な消費生活相談窓口につながります。)



多重債務者特別相談会のお知らせ

弁護士・司法書士・ファイナンシャルプランナーなどが、多重債務や住宅ローン等お金のやりくりでお悩みの方の相談について、債務整理の方法や生活再建支援のアドバイスを無料で行います。

法律相談、生活再建支援相談の時間は、それぞれ1名30分です。
相談は予約申込み制です。各実施場所の「予約申し込み先」にお電話ください。

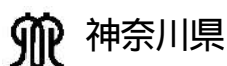
相談の際に必要なもの
本人確認ができる書類（運転免許証、健康保険証など）
債務の状況がわかるもの（契約書、領収書など）
収入状況、財産状況がわかるもの（源泉徴収票、給与明細書など）

日程等	会場（住所）	相談員	予約申し込み先
11/28(木) 13:00～16:00	横浜市役所1階 市民相談室 (横浜市中区港町1-1)	弁護士	横浜市広聴相談課市民相談室 045-671-2306
11/29(金) 13:00～17:00	かながわキャリアアップハローワーク (相模原市南区相模大野3-11-7 相模大野B&Vビル6階会議室)	弁護士・生活支援相談員	かながわ中央消費生活センター 045-312-1121 内線 2651
12/3(火) 10:00～16:00	鎌倉市役所 第4分庁舎822会議室 (鎌倉市御成町18-10)	弁護士	鎌倉市市民相談課(鎌倉市消費生活センター) 0467-23-3000 内線 2358
12/3(火) 13:00～16:00	横浜市役所1階 市民相談室 (横浜市中区港町1-1)	弁護士	横浜市広聴相談課市民相談室 045-671-2306
12/3(火) 13:00～17:00	ハローワーク藤沢 (藤沢市朝日町5-12 藤沢労働総合庁舎4階会議室)	弁護士・生活支援相談員	かながわ中央消費生活センター 045-312-1121 内線 2651
12/5(木) 10:00～16:00	川崎市消費者行政センター (川崎市川崎区砂子1-8-9 川崎御幸ビル5階)	午前: 弁護士 午後: 認定司法書士 全日: 生活支援相談員	川崎市消費者行政センター 044-200-2263
12/5(木) 10:00～16:00	伊勢原市役所1階 市民相談室 (伊勢原市田中348)	弁護士・生活支援相談員	伊勢原市市民協働課 0463-94-4711 内線 1163
12/6(金) 10:00～16:00	横浜市消費生活総合センター (横浜市港南区上大岡西1-6-1 ゆめおおおかオフィスタワー4階)	弁護士・生活支援相談員	横浜市消費生活総合センター 啓発相談課 045-845-5640
12/7(土) 13:00～16:00	東海大学前駅連絡所 (秦野市南矢名1-1-1) 工事のため市役所に変更する場合があります。	認定司法書士・生活支援相談員	秦野市広聴相談課 0463-82-5128
12/10(火) 13:00～16:00	平塚市役所 東附属庁舎2階 B会議室 (平塚市浅間町9-1)	認定司法書士・生活支援相談員	平塚市市民情報・相談課 0463-21-8764

「 」のある会場では生活再建支援相談は実施しません。

【問い合わせ先】 かながわ中央消費生活センター 電話 045-312-1121 内線2651

困ったときは、一人で悩まず地元市町村の消費生活相談窓口にご相談しましょう



県民局暮らし県民部消費生活課相談第二グループ

(かながわの消費生活のページ) <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f100548/>

横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 〒221-0835 電話:045-312-1121(代表) / FAX:045-312-3506